

「川崎市大気・水環境計画（案）」に関する意見募集の実施結果について

1 概要

「川崎市大気・水環境計画」の令和4（2022）年3月の策定に向けて、「川崎市大気・水環境計画（案）」をとりまとめ、市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、11通46件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方、及び御意見を踏まえて作成した「川崎市大気・水環境計画」を合わせて公表します。

2 意見募集の概要

- ・意見の募集期間 令和3（2021）年11月26日（金）から12月27日（月）まで
- ・意見の提出方法 電子メール（フォームメール）、郵送、持参、ファクシミリ
- ・募集の周知方法 市政だより、市ホームページ、かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館、環境局環境対策部地域環境共創課、環境総合研究所アーカイブスペース、市民説明会 等

3 結果の概要

| 意見提出数（意見件数） | | 11通（46件） |
|-------------|----------------|----------|
| 内訳 | 電子メール（フォームメール） | 8通（36件） |
| | ファクシミリ | 3通（10件） |

4 パブリックコメント意見の内容と対応

(1) 意見の件数と対応区分

| 項目 | 本市の考え方の区分 | | | | | 計 |
|-----------------------|-----------|----|---|----|---|----|
| | A | B | C | D | E | |
| (1) 策定の趣旨に関すること | 1 | 2 | 0 | 3 | 0 | 6 |
| (2) これまでの取組に関すること | 0 | 2 | 0 | 5 | 0 | 7 |
| (3) 基本的な考え方に関すること | 0 | 4 | 0 | 6 | 0 | 10 |
| (4) 基本施策、具体的な取組に関すること | 0 | 5 | 2 | 15 | 1 | 23 |
| 合計 | 1 | 13 | 2 | 29 | 1 | 46 |

(対応区分)

- A 御意見を踏まえ、当初案に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E その他

(2) 意見を踏まえた本市の対応

「川崎市大気・水環境計画（案）」の内容に対する御意見として、御意見の趣旨が案に沿ったもののほか、今後の取組を進めていく上で参考とするもの、案に対する要望の御意見などが寄せられました。御意見を踏まえ、一部の文章表現を修正するとともに、時点修正等の必要な修正を行った上で、「川崎市大気・水環境計画」をとりまとめました。

5 意見の要旨と意見に対する本市の考え方

(1) 策定の趣旨に関すること（6件）

| No. | 意見の要旨 | 本市の考え方 | 区分 |
|-----|--|---|----|
| 1 | 「大気・水環境」に特化した計画が立てられることは、とても良いことだと思う。きちんと現状を把握し、市民とも共有した上で、より良い環境への改善につなげてほしいと思う。 | 更なる環境負荷の低減を図るとともに、市民実感の向上をめざして、本計画に掲げた取組を進めてまいります。 | B |
| 2 | 大気と水は人々にとって生きていく上で切り離せないので、本計画を作成することは大変画期的だと思う。 | | |
| 3 | P1に「大気や水などの環境は市独自の取組を中心とした施策と合わせて～大幅な改善が図られ」とあるが、「市民と事業者と行政の三者の努力で」と書くべきではないか。 | 御指摘のとおり、市民・事業者・行政がそれぞれ取組を推進した結果、環境の改善が図られたものと認識しており、その旨はP2のコラム等にも記載しておりますが、表現の統一を図るため、P1の文章を修正しました。 | A |
| 4 | P1に「市民意識調査等の結果からは、依然として市民の意識に公害のイメージが残っており、環境改善が図られたことが浸透しているとはいえない状況がうかがわれます。」とあるが、市民意識調査の結果がそうなっているのは、公害がまだ十分に改善されていないからであると思う。 (同趣旨 他1件) | 大気や水などの環境は大幅に改善していますが、一部の項目では環境基準非達成などの課題もあることから、更なる環境負荷の低減を図るため、本計画に基づく取組を進めてまいります。 | D |

| No. | 意見の要旨 | 本市の考え方 | 区分 |
|-----|---|--|----|
| 5 | <p>国が定めた環境基準が達成されたことをもって、公害改善したと速断することは間違っている。</p> <p>①川崎市の二酸化窒素の環境目標値（日平均値0.02ppm）を早期に達成することが市の責務である。</p> <p>②微小粒子状物質の環境基準は一部を残して達成されつつあるが、環境基準より厳しい目標を新たに掲げた東京都を見習い、川崎市も対策を進めるべきである。</p> <p>③二酸化窒素や微小粒子状物質の環境基準では、瞬間的に高濃度となった場合の健康への影響が考慮されていない。</p> <p>④WHOは本年、微小粒子状物質について環境基準より厳しい指針値を公表したが、川崎市の現状はこれに遠く及ばない。</p> <p>⑤光化学オキシダントの環境基準が未達成である。酸性雨も降っているし、悪臭もある。有害化学物質も排出されている。</p> <p>このような状況をみれば、公害は改善されたとは言えない。</p> | <p>本市の大気汚染物質につきましては、経年的に大気中濃度は減少傾向であり、全国的に環境基準を達成していない光化学オキシダントを除いて全測定局で環境基準を達成していることから、かつての甚大な公害からは環境が改善されたと考えております。</p> <p>なお、二酸化窒素について、環境目標値（0.02ppm）は長期的にめざすべき水準であると捉えており、本計画では、現状を踏まえ、段階的な目標である対策目標値の下限值（0.04ppm）の達成をめざしてまいります。また、微小粒子状物質や二酸化窒素に係るWHOの指針値については、今年度9月に改訂されたところであり、引き続き国等の動向を注視してまいります。</p> | D |

(2) これまでの取組に関すること（7件）

| No. | 意見の要旨 | 本市の考え方 | 区分 |
|-----|---|---|----|
| 6 | 川崎市はむしろ隣接都市と比べれば空気は全体的には良いくらいだということと比較データとともに示して広く伝えることが、川崎の空気が東京や横浜よりも汚いという誤ったイメージを持っている市内外の多くの人の誤解を解くために必要だと思う。 | 現在は、環境局事業概要（公害編）に全国の大都市との比較データを掲載しておりますが、ウェブやSNS等を活用した効果的な情報発信を行ってまいります。 | B |
| 7 | 二酸化窒素に関して、もともと川崎市は国よりも厳しい目標を掲げて、大気環境の改善に努力していることを、もっと市民に知ってもらえるとよいと思う。そのためには、二酸化窒素の環境基準だけではなく、市独自の環境目標値（0.02ppm）について、もっと丁寧に説明すべきだと思う。 | 二酸化窒素の環境目標値（0.02ppm）につきましては、長期的にめざすべき水準と捉えており、P7、P11やP44に記載しています。なお、本計画では、二酸化窒素の現状を踏まえ、段階的な目標である対策目標値の下限値（0.04ppm）の達成をめざしてまいります。 | D |
| 8 | 光化学オキシダントに関して、P12に「原因物質の濃度がいずれも低下傾向にあります」と書かれているが、環境局事業概要（公害編）の内容と齟齬があるのではないか。 | P12の「原因物質の濃度がいずれも低下傾向にあります」という記載は、光化学オキシダントの原因物質とされている窒素酸化物と非メタン炭化水素の濃度が低下していることを指しています。 一方、環境局事業概要（公害編）で記載しているのは「光化学オキシダント」であり、光化学スモッグの原因である光化学オキシダント濃度は、環境局事業概要に記載のあるとおり微増から横ばいで推移しています。 | D |
| 9 | ぜん息等の疾患の患者数に地域差があるのは、これらの疾患が大気や水などの環境と関係しているからではないか。例えば、新型コロナウイルス感染症の発生率、重症化率、致死率などはPM2.5などの大気汚染の影響がかなりあるとの論文もあるようだ。 | 新型コロナウイルス感染症やぜん息等の疾患と大気汚染との関係は明らかになっておりませんが、今後も、各種疾患に関する国の調査動向や新たな研究報告等を注視してまいります。 | D |

| No. | 意見の要旨 | 本市の考え方 | 区分 |
|-----|--|---|----|
| 10 | <p>大気・水環境計画の策定の背景には公害があるが、住民の健康のデータの取り扱いについて、この計画の中に説明がないように見受けられる。健康福祉局との連携についてもよく分からない。</p> <p>市民の実感の向上を図るには健康福祉局が把握するぜん息などの公害病の数字が参考になると考える。</p> | <p>本計画では、庁内推進組織を通じて健康福祉局とも連携しており、関連する取組として健康調査に係る取組などを実施しております。引き続き、ぜん息患者の実態の把握に努めてまいります。</p> | D |
| 11 | <p>大気や水などの環境への満足度は、水質そのものというより身近な川で見ることができる多彩な動植物を含めた景観によって高められるのではないかと思う。</p> | <p>P4 に記載のとおり、水環境の保全に関しましては、水質の保全だけでなく、十分な水量を確保し、健全な水循環が確保されること、多様な水生生物の生息生育環境が保全されること、人と水とのふれあいの場となる水辺地が保全されること等が必要となります。これら「水質」、「水量」、「水生生物」、「水辺地」の要素を総合的にとらえた施策を関係機関と連携して推進することで市民実感の向上も図ってまいります。</p> | B |
| 12 | <p>「大気や水などの環境に対して、特段の関心が示されていない」ことをピックアップしているが、きちんとしたデータを説明する機会もなく、これまでの改善のための施策や条例などの取り組みを学ぶ機会もなく、ただウェブサイトや広報物などだけで情報を発信するだけでは、関心を持つことは難しいので、川崎市公害対策の学びの機会が必要である。</p> | <p>大気、水などの環境に関するアンケート結果の「大気や水などの環境に対して、特段の関心が示されていない」ことを踏まえて、市民参加型のイベントや出前授業等の環境教育を行うことで環境への関心を高めるとともに、多様な主体との協働・連携として、ワークショップ等も実施することで、学びの機会を提供してまいります。</p> | D |

(3) 基本的な考え方に関すること (10件)

| No. | 意見の要旨 | 本市の考え方 | 区分 |
|-----|---|---|----|
| 13 | 「だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現をめざします」という表現のとおり、市の南部・中部・北部など具体的にきめ細かく観察する体制を期待している。 | 「だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現をめざす」ために、大気や水などの環境保全分野における考え方や目標、具体的な施策を本計画に体系的にとりまとめ各施策を推進してまいります。また、南部・中部・北部など地域特性を踏まえた取組も推進してまいります。 | B |
| 14 | 空気や水がきれいなまち、安心して住み続けたいまちにするというのは以前からの課題であるので、多くの方と協働して豊かな環境都市を実現できたらよいと思う。 | 更なる環境負荷の低減を図るとともに、市民実感の向上をめざして、本計画に掲げた取組を進めてまいります。 | B |
| 15 | 本計画には、他分野と連携して、複合的な視点で取り組むことと書かれており、たしかに複合的な施策でないとなかなか解決が難しいことがあると思う。市民・事業者・行政で協力し合って、健康都市川崎市を実現してほしい。 (同趣旨 他1件) | 市民、事業者、関係機関、関係部局等と連携して、更なる環境負荷の低減や市民実感の向上を図ることで「だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現」を目指してまいります。 | B |

| No. | 意見の要旨 | 本市の考え方 | 区分 |
|-----|--|--|----|
| 16 | <p>川崎市は、環境基準を達成したこと等、成果のあった情報だけを意識的に市民に伝えようとしている。</p> <p>二酸化窒素に関しては、環境基準より厳しい川崎市独自の環境目標値の達成状況を示すことが必要である。</p> <p>PM2.5に関しても、環境基準より厳しい目標を掲げている東京都など、他都市や世界の状況を示すべきだ。</p> <p>なお、WHO は、二酸化窒素やPM2.5について、環境基準よりも厳しい指針を公表している。</p> <p>また、光化学オキシダントに関しては全局環境基準非達成を明記すべきである。</p> <p>市内では約2万人のぜん息患者が医療機関を受診している。ぜん息は非特定疾患ではあるが、大気汚染の影響が大きい。</p> | <p>本計画においても、成果のあったことだけでなく、P39の「3 今後の課題概要」等において、二酸化窒素、微小粒子状物質(PM2.5)、光化学オキシダント等について課題が残っていることを明記しております。</p> <p>また、二酸化窒素について、環境目標値(0.02ppm)は長期的にめざすべき水準であると捉えており、本計画では、現状を踏まえ、段階的な目標である対策目標値の下限値(0.04ppm)の達成をめざしてまいります。</p> <p>光化学オキシダントにつきましては、P11の大気汚染物質の現在の状況に「環境基準の達成に至っていない」と記載しております。</p> <p>なお、他都市やWHOの指針値やぜん息疾患等につきましては、引き続き動向や新たな研究報告等を注視してまいりたいと考えております。</p> | D |
| 17 | <p>化学物質対策の目標として「PRTR法第1種指定化学物質の総排出量の維持または低減」としているが、事業者による自主的な取組による「現状維持又は低減」では、私自身が香害に悩まされていることもあり、問題は解決できないのではないかと思う。</p> | <p>化学物質の総排出量については、これまで30%削減などの数値目標を掲げておりましたが、事業者による自主的な化学物質の適正管理等の推進の結果、目標を達成しています。一方、化学物質の総排出量の削減は、下げ止まりの傾向であるとともに、国においても、化学物質による環境リスクの最小化を目指す流れとなっていることから、化学物質の総排出量については、維持又は低減を目指すこととしております。</p> <p>また、臭いの相談等につきましては、実態を把握するとともに、法条例等に基づき適切に対応してまいります。</p> | D |

| No. | 意見の要旨 | 本市の考え方 | 区分 |
|-----|---|---|----|
| 18 | <p>市民のアンケートはあくまでイメージであり、大気・水環境についての事実(科学的根拠)に関係がない。科学的見地に立ち、正しいデータをもとに説明し、対策を立ててほしい。</p> <p>(同趣旨 他2件)</p> | <p>「大気や水などの環境が良好である」という市民意識の向上」は、毎年度実施している「かわさき市民アンケート」の結果を活用するものです。この「かわさき市民アンケート」は、市民の市政に対する評価等を調査し、市政運営や政策立案の参考資料とすることを目的に実施しているため、このアンケート結果を本計画の目標として位置付けるものとしております。</p> | D |
| 19 | <p>外国では温室効果ガスの一つである二酸化炭素を大気汚染物質と捉えている。国内でも温暖化による被害が増えているので、二酸化炭素の常時監視を進め、企業に対する排出総量規制等の政策を実施することが必要である。</p> | <p>二酸化炭素の濃度につきましては、地球全体の濃度変化が重要であることから、気象庁等の測定データを活用することで対応が可能なものと考えております。今後につきましても、引き続き、国等の動向を注視してまいります。</p> <p>また、本計画では複合的な環境施策の展開を掲げており、脱炭素化を視野に入れた取組として、企業が施設の新設や更新を行う際に環境性能が優れたものを導入するよう普及啓発を行ってまいります。</p> | D |

(4) 基本施策、具体的な取組に関すること (23 件)

| No. | 意見の要旨 | 本市の考え方 | 区分 |
|-----|--|--|----|
| 20 | <p>気候変動が世界的な問題になっていることから、どこかに二酸化炭素やメタンなどのことを記載した方がよいと思う。</p> | <p>P58 に記載のとおり、大気や水などの環境に係る取組は、世界的な課題である気候変動の課題解決に向けた取組と互いに貢献し合うものであるため、脱炭素化などの他分野との連携を図り、複合的に施策を展開してまいります。</p> | D |
| 21 | <p>現状の大気環境の下でも大気汚染と健康被害の間に有意な相関関係が示されており、このことは環境省の環境保健サーベイランス調査の解析からも証明されていることから、公害は改善されているとは言えない。</p> | <p>本市の大気環境の現在の状況としましては、P11 に記載のとおり、二酸化窒素や微小粒子状物質など、ほぼ全ての項目で環境基準を達成しておりますが、環境省の令和元年度の大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査報告 (P. 383) にあるとおり、「大気汚染物質濃度については全般的に低下傾向にあるが、今後も大気汚染とぜん息との関連性について注意深く観察する必要がある」と本市も考えております。</p> | D |
| 22 | <p>11 月に策定された「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」(川崎市) に「多様性に満ちた川崎の歴史と文化を未来に引き継ぐとともに、知ること、学ぶことが楽しめ、様々な交流が生まれる場を提供する地域の博物館として、こうした役割を担うことが必要」との記載があったが、公害による悲惨な被害が二度と繰り返されないよう、継続的に情報発信する場として、ぜひ連携してほしい。</p> | <p>「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」において、新たな博物館、美術館の役割とその方向性として、「都市川崎の歴史と文化の継承」としてしています。</p> <p>今後は、御意見も参考としながら、公害だけでなく、都市川崎の歴史と文化を記録し、現在、過去を余すことなく未来へ継承する博物館、美術館を検討してまいりたいと考えております。</p> | C |

| No. | 意見の要旨 | 本市の考え方 | 区分 |
|-----|---|--|----|
| 23 | 子ども向けではなく大人向けの寺小屋的なものがもう少し整備されて欲しい。半年や一年に一度では習慣化されないので、せめて毎月気軽に参加できる環境講座があるとよい。 | P69 に記載のリーディングプロジェクト3「市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進」の取組として、子どもだけではなく、様々な年代の市民との連携・協働を通じて、身近な環境の取組や環境の状況を分かりやすく伝える取組を推進してまいります。また、市民等に環境配慮の考え方や行動が定着することをめざして、環境学習の教材プログラムや人材育成の充実を図ってまいります。 | D |
| 24 | 川崎の大気の改善は行政の力だけでなく、ぜん息患者たちや市民の力が大きかったのだと、ある本を読んで知った。また、この本には、川崎のよりよいまちづくりのために、当時の市民が自主的に講座を開催し、公害・環境再生について検討してきたことが書かれている。この本のような記録を活用した上で、本計画を策定していただけたらと思う。 | P2 にコラムとして「本市における公害の歴史と取組について」を掲載しているところですが、多くの公害の歴史資料について、収集・保存しており、現在データの整理を進めております。今後の取組として、P66 に記載のリーディングプロジェクト2にあるように、ウェブ、SNS 及び出前授業等も活用して、環境改善を図ってきた歴史について効果的に情報を発信してまいります。 | B |
| 25 | 大気環境に関して、未だに測定局は少ないように思うので、測定局を増やしてほしい。 | 本市の大気常時監視測定局は、大気汚染防止法に基づく基準に従って設置しております。現時点では更なる設置の予定はありませんが、今後も社会状況等を勘案しながら必要な取組を検討してまいります。 | D |
| 26 | 非メタン炭化水素について、測定地点が限定されているので、大気の正確な状況を把握できているのかと懸念している。宮前区、麻生区では測定されていないので、もっと測定地点を増やしてほしい。 | 本市の非メタン炭化水素の測定局につきましては、大気汚染防止法の規定に基づく基準に従って設置しております。現時点では更なる設置の予定はありません。非メタン炭化水素を含む揮発性有機化合物については、周辺自治体と連携し、実態の把握に努めてまいります。 | D |

| No. | 意見の要旨 | 本市の考え方 | 区分 |
|-----|--|---|----|
| 27 | <p>非メタン炭化水素の濃度が減少している一方で、光化学オキシダントの濃度は増加したままなので、光化学オキシダントの原因物質は非メタン炭化水素以外にもあるはずである。ぜひそのあたりを調査して、人々の健康に役立ててほしい。</p> | <p>光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物には様々な成分があり、光化学オキシダントの生成に大きく影響する成分とあまり影響しない成分があると考えられています。そのため、P78に記載のリーディングプロジェクト8「新たな知見による光化学スモッグ発生抑制に向けた取組の推進」の取組として、光化学オキシダントの生成に大きく影響している成分を把握するため、周辺自治体と連携した実態調査を行い揮発性有機化合物の発生状況等を把握し、その排出削減に向けた取組を促進してまいります。</p> | B |
| 28 | <p>非メタン炭化水素の測定について、市民も協力できるような簡易な測定方法があるのなら、ぜひ参加したいと思う市民も多くいると思うので、検討してほしい。</p> | <p>非メタン炭化水素につきましては、据置型の自動測定機を用いて測定しており、市民の方に御協力いただける機会がないのが現状です。</p> <p>一方で、大気のおよびさを目視で感覚的に理解できる方法として、視程調査という手法があります。視程調査は、遠くにある目標物の見え具合を指標として大気汚染状況を推測する手法で、市民の方にも実施いただけるものです。P70に記載のリーディングプロジェクト4「市民参加型の大気を身近に感じる機会の創出」の取組の1つとして、視程調査を市民に周知し、参画を促してまいります。</p> | D |

| No. | 意見の要旨 | 本市の考え方 | 区分 |
|-----|--|---|----|
| 29 | <p>P70に、市民参加型の視程調査がリーディングプロジェクトとして提起されている。しかし、現在の大気汚染の主体は、肉眼では捉えられない物質が中心である。</p> <p>いま行政に求められるのは、環境基準や環境目標値が未達成な光化学オキシダントや二酸化窒素、全身への影響が懸念される微小粒子状物質やナノ粒子・有害化学物質、そして現在大きな課題となっている二酸化炭素等の詳細な科学的調査と研究の促進である。</p> | <p>P70 に記載のリーディングプロジェクト4は、大気のきれいさを目視で感覚的に捉える視程調査等を通して、大気を身近に感じる機会を創出していくものです。なお、視程と粒子状物質（浮遊粒子状物質やPM2.5（微小粒子状物質））の間に一定の相関がみられることが分かってきております。</p> <p>光化学オキシダントや微小粒子状物質等の大気汚染物質につきましては、更なる環境影響の低減につなげるために調査研究を実施するとともに、国の調査の動向や新たな研究報告等を注視してまいりたいと考えております。</p> | D |
| 30 | <p>川崎市北部における大気汚染物質について、風向きによっては近隣のごみ焼却場からの影響があるのではないか。ごみ焼却施設は安全対策がだいぶ改善されているそうだが、引き続き調べていただけたらと思う。</p> | <p>各区には、住宅地等の一般的な生活空間における大気の状態を把握する一般環境大気測定局を設置しております。測定局では365日、24時間、風向・風速などの気象状況とともに大気汚染物質の常時監視測定を行い、大気汚染の状態を把握し、異常がないか確認しており、今後も引き続き確認を続けてまいります。</p> <p>また、法律や条例等に基づき、工場・事業場に対しての監視を継続してまいります。</p> | D |
| 31 | <p>北部ではぜん息患者の増加が懸念されているように、ぜん息患者数は地域によって差がある。一方で、大気や水などの環境についても地域によって差があるので、本計画の策定を機に、相関関係を究明して、環境を改善させてほしい。</p> | <p>二酸化窒素濃度や光化学オキシダントの濃度など、大気中の汚染物質には地域差があるものもありますので、これまでの取組を継続するとともに、地域の特性に応じた取組を推進してまいります。</p> <p>また、アレルギーやぜん息疾患については、国の調査の動向や新たな研究報告等を注視してまいりたいと考えております。</p> | D |

| No. | 意見の要旨 | 本市の考え方 | 区分 |
|-----|---|---|----|
| 32 | <p>北部は飛行機のルートになっており、低い高度を毎日、時間帯によっては数分おきに飛行機が飛んでくる。この航空機騒音がどの程度健康に影響するかを調査してほしい。</p> | <p>川崎市北部地域については「航空機騒音に係る環境基準」の対象地域ではありませんが、航空機騒音の実態を把握するため、麻生一般環境大気測定局にて常時観測を実施し、課題解決に努めてまいります。</p> | D |
| 33 | <p>川崎市の象徴である多摩川で、きれいな水辺に憩うことができれば、人々がさらに環境を意識するようになって好循環が生まれると思う。</p> <p>各地区にあるこども文化センターや老人いこいの家なども活用して、たくさんの方が参加できる、すてきなまちだと思えるような楽しいプログラムを期待している。</p> | <p>P65、66 に記載のリーディングプロジェクト1「水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上」やリーディングプロジェクト2「環境シビックプライドの醸成による環境配慮行動の促進」の取組を通じて、市民参加型のイベントや環境教育、出前授業等を実施し、環境への関心を高めることで環境配慮意識の向上を図ってまいります。</p> <p>また、こども文化センターや老人いこいの家などの場を活用することなど、いただき御意見も参考にしながら、市民の方が参加しやすいイベント等を開催することで、環境シビックプライドの醸成も図ってまいります。</p> | C |
| 34 | <p>川辺で活動する団体のイベントを、市民がもっと参加できるように見える化し、体験してもらうことで、水辺を意識し、水循環や環境意識を高めるようにリードしてほしい。そういった取組がもっと市民の目に見える形で提示されるとよいと思う。</p> | <p>P65 に記載のリーディングプロジェクト1「水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上」として、市民参加型のイベントや環境教育を実施し、水辺への関心を高める取組を推進し、環境配慮意識の向上を図ってまいります。また、庁内関係部局とも連携しながら、各種イベントの周知等を適切に行い、参加を促進してまいります。</p> | B |

| No. | 意見の要旨 | 本市の考え方 | 区分 |
|-----|--|---|----|
| 35 | <p>河川の近くの学校では、今現在も出前授業等で水辺や水循環・環境へのアプローチは多少なりとも行われている。出前授業等の活動を実施している団体に対して、その支援方策をしっかりと告知し、利用しやすくすることで、それぞれの活動も充実し、協働が進むのではないかと。</p> | <p>P66 に記載のリーディングプロジェクト2「環境シビックプライドの醸成による環境配慮行動の促進」の取組として、公害の歴史や現在の環境の状況について、環境学習の教材の充実を図りながら、出前授業等を実施してまいります。また、出前授業等の活動を実施している団体との協働・連携も図りながら、取組を推進してまいります。</p> | B |
| 36 | <p>P27に「河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行う考え方である「多自然川づくり」として、親水施設を含めた河川整備が行われており、市民が水にふれあえる親水施設が増えてきています」とあるが、南部にはそうした事例が乏しい。二ヶ領用水や渋川・江川・矢上川も「多自然川づくり」の対象に加えてほしい。(同趣旨 他3件)</p> | <p>水環境の保全に関しては、水質、水量だけではなく、多様な水生生物の生息環境が確保されること、人と水のふれあいの場となる水辺地が保全されることなどが必要となります。本計画では、よりよい水環境を実現するために、「水質」、「水量」、「水生生物」、「水辺地」の要素を総合的にとらえた施策を国、近隣自治体、庁内関係部局等と連携し、推進してまいります。</p> <p>二ヶ領用水や渋川等においては、市街地に残された貴重な水と緑のオープンスペースとして、二ヶ領用水総合基本計画等に基づき、潤いのあるまちづくりの一環として親水整備を推進しております。</p> | D |
| 37 | <p>多摩川沿いに、川の流れをゆっくり眺めて憩える施設や飲食店を作ってほしい。</p> | <p>飲食店等の設置は本計画の範囲外となりますが、水辺に親しむ機会の創出等の取組を推進し、環境配慮意識や市民実感の向上を図ってまいります。</p> | E |
| 38 | <p>化学物質の環境リスクについて、市民に積極的に情報を公開して関心を高め、行政、事業者とともに、環境に排出される化学物質を積極的に減らす政策を強めてほしい。</p> | <p>P93 に記載のとおり、市民や事業者の方を対象としたセミナーを開催するなど、化学物質対策に関する普及啓発を推進し、市民や事業者の方がお互いに環境に対する正しい認識を持てるよう情報共有を図るとともに、事業者による自主的な適正管理を促進してまいります。</p> | B |

| No. | 意見の要旨 | 本市の考え方 | 区分 |
|-----|---|---|----|
| 39 | <p>水道についてもこの本計画に関連すると思うので、水道の水質や浄水方法、水源などについても、この計画の施策に反映してほしい。</p> | <p>本計画に関連する取組として上下水道に係る取組が盛り込まれていますが、上下水道局においても、「上下水道局環境計画」等があり、それら計画に基づいて取組を推進しております。関連計画の取組も含めて、庁内推進組織を通じて上下水道局とも連携してまいります。</p> | D |